

平成 30 年 5 月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V30年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V30年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P 20 雇用法の成立条件	労働者の2分の1以上の同意	労働者(適用除外となる者を除く)の2分の1以上の同意
P 20 雇用法の任意加入の効果	全員が被保険者となる	適用除外に該当する者を除いて、全員が被保険者となる
P 24 ※厚年法の被保険者の旧種別	※厚年法の被保険者の旧種別	※厚年法の被保険者の旧種別(第1号厚生年金被保険者に限る)
	70歳未満の男性(第1号厚生年金被保険者に限る)	下線部削除
P 38 下から2行目	●老齢基礎年金の額を計算する基礎となる月数が480に達したとき	●上記①の任意加入被保険者は、老齢基礎年金の額を計算する基礎となる月数が480に達したとき
P 41 第4種被保険者の定義・資格喪失時期	(中高齢の期間短縮措置)	(中高齢者の特例)
P 41 船員任意継続被保険者の資格喪失時期		
P 53 ②社会保険関係のスライド 変動幅	(調整期間中は調整率による抑制)	(調整期間中は調整率・前年度の特別調整率による抑制)
P 54		ウ マクロ経済スライドの見直し マクロ経済スライドは、賃金・物価がプラスの場合でなければ発動されず、また、マクロ経済スライドによる調整は最大で賃金の伸び及び物価上昇の上げ幅に制限されるため、マクロ経済スライドによる調整を行うことができない場合がある。その前年度までの未調整分(キャリーオーバー分)を含めて反映させるため、前年度の特別調整率(過去の未調整分を前年度までに累積させたもの)を乗じることとされた。
P 54	エ 物価スライド特例措置の解消	エ 物価スライド特例措置の解消

P54	<p>エ 平成 <u>29</u> 年度の改定率の改定</p> <p>平成 <u>29</u> 年度の改定の基礎となる物価変動率は <u>▲0.1%</u> (0.999)、名目手取り賃金変動率は <u>▲1.1%</u> (0.989) となった。また、調整率は <u>▲0.5%</u> (0.995) となった。</p> <p>物価変動率が…例外規定で定められているが、平成 <u>29</u> 年度は、この要件に該当し、新規裁定者・既裁定者ともに、改定率が「0.998」とされた。調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率」であるが、上記により、平成 <u>29</u> 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドは行われなかった。</p>	<p>オ 平成 <u>30</u> 年度の改定率の改定</p> <p>平成 <u>30</u> 年度の改定の基礎となる物価変動率は <u>0.5%</u> (1.005)、名目手取り賃金変動率は <u>▲0.4%</u> (0.996) となった。また、調整率は <u>▲0.3%</u> (0.997) となった。</p> <p>物価変動率が…例外規定で定められているが、平成<u>30</u>年度は、この要件に該当し、新規裁定者・既裁定者ともに、改定率が「0.998」とされた。調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、上記により、平成 <u>30</u> 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドは行われなかった。なお、未調整分は、<u>翌年度以降に繰り越されることになる。</u></p>
P80、P81 問1 問題・解説	平成 <u>29</u> 年度	平成 <u>30</u> 年度

・P82 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種類	額 (平成 30 年)	額 (平成 31 年)
月額保険料	16,340 円 (16,600 円×0.967)	16,410 円 (17,000 円×0.965)
付加保険料	400 円	

社労士V30年受験 横断・縦断超整理本 第1章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P84 ⑤ 徴収法	雇用保険率 (平成 <u>29</u> 年度)	雇用保険率 (平成 <u>30</u> 年度)
P90 記憶ポイントの上	なお、平成 <u>29</u> 年中について、特例基準割合が <u>1.7%</u> であったため、年 14.6%・年 7.3% の割合は、それぞれ、年 <u>9.0%</u> ・年 <u>2.7%</u> とされた。	なお、平成 <u>30</u> 年中について、特例基準割合が <u>1.6%</u> であったため、年 14.6%・年 7.3% の割合は、それぞれ、年 <u>8.9%</u> ・年 <u>2.6%</u> とされた。
P96 健保法 ④介護納付金	<u>100 分の 164</u>	<u>原則廃止 (平成 31 年度までは一定額を補助)</u>
P97 国保法の表 上部	市町村	都道府県等

P97 国保法の表 下から3段目	市町村	都道府県
P97 国保法の表 下から2段目	都道府県調整交付金	都道府県の特別会計への繰入れ
〃	右記にサシカエ	都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、 <b>一般会計</b> から、「算定対象額」の100分の9に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する <b>特別会計</b> に繰り入れる

・P137 3. 入院時食事療養費における生活療養標準負担額の図表を差し替えてください。

生活療養標準負担額(平成30年4月から)

入院時生活療養費の受給者		生活療養標準負担額	
		食費（1食）	居住費（1日）
一般所得者	生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	460円※1	370円※4
	生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	420円※1	
低所得者	70歳未満	210円※2	
	70歳以上	低所得Ⅱ（住民税非課税世帯） 低所得Ⅰ（住民税非課税世帯かつ一定所得以下）	
境界層該当者		100円	0円

※1 指定難病患者は260円

※2 医療の必要性の高い者で入院日数90日超は160円

※3 医療の必要性の高い者は100円

※4 指定難病患者は0円

- ・ 生活療養（Ⅰ）：管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合
- ・ 生活療養（Ⅱ）：上記（Ⅰ）以外
- ・ 境界層該当者：食費及び居住費について1食100円、1日0円に減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者

社労士V30年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P241 ①60歳台前半の 在職老齢年金 表下	(平成 <u>29</u> 年度)	(平成 <u>30</u> 年度)
P241 ②60歳台後半の 在職老齢年金 表下	(平成 <u>29</u> 年度)	(平成 <u>30</u> 年度)
P246 脱退一時金の額 差し替え	「基準月」が平成 <u>29</u> 年度にあ る場合) <u>49,470</u> 円 <u>98,940</u> 円 <u>148,410</u> 円 <u>197,880</u> 円 <u>247,350</u> 円 <u>296,820</u> 円	「基準月」が平成 <u>30</u> 年度にある 場合) <u>49,020</u> 円 <u>98,040</u> 円 <u>147,060</u> 円 <u>196,080</u> 円 <u>245,100</u> 円 <u>294,120</u> 円
P253 支給額	(常時介護) <u>105,130</u> 円 <u>57,110</u> 円 (随時介護) <u>52,570</u> 円 <u>28,560</u> 円	(常時介護) <u>105,290</u> 円 <u>57,190</u> 円 (随時介護) <u>52,650</u> 円 <u>28,600</u> 円
P270 ◎下限額 表下 追加		最低賃金との逆転現象が生じな いようにするため、以下の式で計 算された最低賃金日額を下回る 場合には、当該最低賃金日額を下 限額とする。 <u>最低賃金日額＝地域別最低賃金 の額の加重平均額×20÷7</u>
P282 1.就職促進給付 の概要 主な要件 2か 所あり	待期・給付制限期間	待期・給付制限（ <u>離職理由によ るものを除く。</u> ）期間
P282 1.就職促進給付 の概要 安定所の紹介	必要	必要（ <u>移転費は、職業安定法に規 定する特定地方公共団体・職業紹 介事業者を含む。</u> ）
P285 専門実践教育訓 練	(イ)支給要件期間が <u>10</u> 年以上 で… (ロ) 支給要件期間が <u>10</u> 年以 上で…	(イ)支給要件期間が <u>3</u> 年以上で… (ロ) 支給要件期間が <u>3</u> 年以上で …
P286 専門実践教育訓 練 8行目	ただし、その <u>40%</u> に	ただし、その <u>50%</u> に
P286 専門実践教育訓 練 15行目および下から 5行目	<u>10</u> 年以内	<u>3</u> 年以内

社労士V30年受験 横断・縦断超整理本（日本法令）  
改訂正表 180606 最新

P289 下から5行目	当該被保険者となった日前 <u>1</u> 年の期間内	当該被保険者となった日前 <u>4</u> 年の期間内
P298 最下行追加	基本手当を支給する。	基本手当は支給され、移転費及び広域求職活動費も他の要件を満たしていれば支給される。

社労士V30年受験 横断・縦断超整理本 第3章 改訂正表

	訂正前	訂正後
P334 氏名変更届	<u>速やかに</u>	当該被保険者に係る所定の届出又は当該被保険者が事業主を経由して行う支給申請手続きの際
P339 〔問2〕2行目	②住所変更の申出	②住所変更の申出（一定の場合を除く）
P341	被保険者氏名変更届	被保険者の氏名変更届※1
	被保険者の住所変更届	被保険者の住所変更届※2
P341 最下行追加		<p>※1 当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けられることができるとき及び当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、当該健康保険組合が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けられることができるとき（当該健康保険組合が、当該事業主に対し、当該被保険者の氏名に係る情報の提供を求めないときに限る。）は、届出不要。</p> <p>※2 被保険者から住所変更の申出があったときに限る。</p>
P342	被保険者の住所変更の申出	被保険者の住所変更の申出※1
P342	介護保険第2号被保険者の該当・不該当の届出※	介護保険第2号被保険者の該当・不該当の届出※2
P342 下から5行目	※40歳に達した	※240歳に達した

P 342 下から 6 行目		※ 1 当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき及び当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、申出不要
P 345	④被保険者資格喪失届※	④被保険者資格喪失届※ 1
P 345	⑪被保険者の氏名変更届	⑪被保険者の氏名変更届※ 2
	⑫被保険者の住所変更届	被保険者の住所変更届※ 2
P 345 下から 10 行目	※次の場合には…	※ 1 次の場合には…
P 345 最下行追加		※ 2 厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができない被保険者に限る
P 346 被保険者による主な届出等	氏名変更・住所変更の申出（適用事業所に使用される…除く）	氏名変更・住所変更の申出（適用事業所に使用される…除く） ※ 3
P 346 最下行追加		※ 3 厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができない被保険者に限る
P 347 「氏名変更の届出」 「住所変更の届出」 備考欄をサシカエ		厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができない受給権者に限る
P 347 「住所変更の届出」の下に追加		欄外①参照
P 347	払渡希望金融機関等の変更の届出	年金払渡方法等の変更の届出
P 349 「遺族厚生年金に係る届出」の最下行に追加		欄外②参照

欄外①

死亡の届出	10 日以内	厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、死亡の日から 7 日以内に戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、届出不要
-------	--------	---

欄外②

氏名の変更の理由 の届出	10日以内	氏名を変更した場合であって、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者であるため氏名変更の届書の提出を要しないとき
-----------------	-------	--

P 351	被扶養配偶者非該当届※	被扶養配偶者非該当届※1
P 351	氏名変更の届出	氏名変更の届出※2
	住所変更の届出	住所変更の届出※2
	死亡の届出	死亡の届出※3
P 351 表下	※ア又はイの場合	※1ア又はイの場合
P 351 表の欄外に追加		※2 厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる被保険者は、届出不要 ※3 厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる被保険者の死亡について、死亡の日から7日以内に戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、届出不要
P 353 「氏名変更の届出」 「住所変更の届出」 備考欄をサシカエ		厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができない受給権者に限る
P 353 「住所変更の届出」 の下に追加		欄外①参照
P 353 「年金払渡方法等 の変更の届出」の備考欄	年金の払渡しを希望する金融機関を変更しようとするとき	年金の払渡しを希望する金融機関又は当該金融機関の預金口座の名義を変更しようとするとき
P 353 「年金証書の再交付の申請」の備考欄	年金証書を破り、汚し又は失ったとき	年金証書を破り、汚し、若しくは失ったとき又は年金証書に記載された氏名に変更があるとき
P 355 「遺族基礎年金」 の最下行に追加		欄外②参照
P 355 <死亡の届出>	・受給権者の死亡の場合 (※)	・受給権者の死亡の場合

P 355 下から 3 行目以降	※ 厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者（受給権者の死亡の日から 7 日以内に当該受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合に限る）については不要	※ 厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる被保険者又は受給権者（死亡の日から 7 日以内に当該被保険者又は受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合に限る）については不要
------------------	--	--

欄外①

死亡の届出	14 日以内	厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、死亡の日から 7 日以内に戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、届出不要
-------	--------	---

欄外②

氏名の変更の理由の届出	14 日以内	氏名を変更した場合であって、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者であるため氏名変更の届書の提出を要しないとき
-------------	--------	--

P 356 ①資格取得の届出	市町村の区域内に…	都道府県の区域内に…
P 356 ⑧被保険者資格喪失届	市町村の区域内に…	都道府県の区域内に…